

個 情 第 556 号
令和 6 年 3 月 22 日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)

特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則及び
特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件の公布について（通知）

本日、特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則（令和 6 年個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「改正規則」という。）及び特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（令和 6 年個人情報保護委員会告示第 1 号。以下「改正告示」という。）が公布及び告示されました。

改正規則及び改正告示の趣旨、内容を下記のとおりお示ししますので、貴職におかれましては、本改正の趣旨等を御理解いただき、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう、御配慮をお願いします。

また、教育委員会その他の執行機関、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。以下同じ。）、貴都道府県に関係する一部事務組合及び広域連合等の特別地方公共団体並びに地方独立行政法人等の関係団体に対しても、この旨を周知いただくようお願いします。市町村へ周知いただく際は、市町村より、当該市町村の教育委員会その他の執行機関、当該市町村に関係する一部事務組合及び広域連合等の特別地方公共団体並びに地方独立行政法人等の関係団体にも周知いただくよう、依頼をお願いします。

記

1. 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 27 条第 2 項において、「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」とされていることを踏まえ、特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号。以下「指針」という。）の改正を行うもの。あわ

せて特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「保護評価規則」という。）についても、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）リスク対策の強化に係る改正

ア 個人情報の漏えい等の事案を踏まえた「特定個人情報に関する重大事故」等の定義の変更

漏えい等が発生した特定個人情報に係る本人の数が少人数であっても、システムに起因する情報の漏えい事案など、その内容が国民の不安を招く事案については、より詳細な特定個人情報保護評価の再実施を求めることとするため、「特定個人情報に関する重大事故」の定義について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）第 2 条各号に掲げるいずれかの事態に該当するものとする。ただし、配送事故等のうち評価実施機関の責めに帰さない事由による事態については、従前のおり、重大事故に当たらないものとする。また、当該事態に係る本人の数には、従前のおり、当該評価実施機関の従業員の数を含まないこととする。（指針第 2 の 6）

※ あわせて、重点項目評価書及び全項目評価書の記載項目において用いられている「個人情報に関する重大事故」の定義についても改正し、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）第 7 条各号若しくは第 43 条各号に掲げるいずれかの事態又は特定個人情報に関する重大事故に該当するものとする。（指針第 2 の 7）

イ 保護評価規則第 9 条第 2 項の規定（緊急時の事後評価）の適用及び実施時期の明確化

特定個人情報保護評価における事後評価は飽くまでも例外的な対応であるところ、この趣旨を明確化するため、保護評価規則第 9 条第 2 項の規定に基づく特定個人情報保護評価の実施時期について、指針第 6 の 3 として独立した項目を設け、次の内容を明記することとする。（指針第 6 の 3）

- ・ 特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が新たに特定個人情報ファイルを保有する事務を行う場合において、当該事務と本人の範囲及び特定個

個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は、原則どおり、特定個人情報ファイルを保有する前又は重要な変更を加える前に実施するものとする

- ・ 事前評価が著しく困難である場合についても、評価を行うことが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに評価を実施するものとする 等

※ あわせて、基礎項目評価書の様式を改正し、保護評価規則第9条第2項を適用し提出又は公示した評価書については、その旨及びその理由を記載することとする。

ウ 基礎項目評価の実効性強化及び人為的ミスが発生するリスクへの対策

昨今、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が不安を抱くきっかけになり得る事案が発生している。国民・住民の信頼確保を目的とする特定個人情報保護評価制度においてリスク対策を一層強化するため、重点項目評価や全項目評価が義務付けられない小規模地方公共団体等を中心としてマイナンバー制度全体のリスク対策の底上げを促すとともに、人為的ミスに関する対策を強化する。具体的には、基礎項目評価書中「Ⅳ リスク対策」の記載項目として、「8. 人手を介在させる作業」及び「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」を追加し、選択肢形式で措置の実施状況を評価した結果を記載することとする。併せて、当該評価を選択した根拠について、自由記述形式により記載することとする。（指針第9の2（1））

※ 重点項目評価書又は全項目評価書と併せて提出する基礎項目評価書については、当該評価書において十分な検討がなされているため、「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」の欄に係る記載を免除することとする。

※ 加えて、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）等の参照箇所を様式中（記載要領等）に記載する。

※ あわせて、特定個人情報保護評価指針の解説（平成26年4月20日個人情報保護委員会）において、基礎項目評価書「Ⅳ リスク対策」の主な措置の実施状況の評価について、「1）特に力を入れている」、「2）十分である」を選択できる基準を示すことにより、適切なリスク評価を促すこととする。

(2) 評価実施機関等の事務負担軽減

国民又は住民等からの意見聴取はインターネットを利用した方法によることも可能である旨を明確化するため、意見聴取に付する評価書の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。これに伴い、保護評価規則についても所要の改正を行う。

(規則第9条の2、指針第5の3(3)ア・イ)

3. 施行期日等

(1) 施行期日

- ・ 様式改正を伴わない事項(2.(1)ア・イ(※部分を除く。)、2.(2))については、令和6年4月1日から施行する。
- ・ 様式改正を伴う事項(2.(1)イ※・ウ)については、令和6年10月1日から施行する。

(2) 経過措置(2.(1)ウ関係)

改正後の指針に基づき、基礎項目評価書を公表している全ての評価実施機関は、改正後の様式を用いた基礎項目評価を実施する必要がある(令和6年10月施行。全項目評価書又は重点項目評価書に付して提出・公表する基礎項目評価書も含む。)。ただし、評価実施機関の事務負担に配慮しつつ十分な検討を経た評価の実施を可能とするため、改正告示附則第2条第3項において、評価実施機関は、施行日から起算して1年6月を経過するまで(令和8年3月31日まで)の間、改正前の基礎項目評価書を公表し続けることを可能とする経過措置を設けている。

<添付資料>

【別添1】特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則(令和6年個人情報保護委員会規則第1号)

【別添2】特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件(令和6年個人情報保護委員会告示第1号)

以 上